

定 款

第1章 総 則

第1条(商号)

当会社は、株式会社アドバンスト・メディアと称し、英文では、Advanced Media, Inc と表示する。

第2条(目的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピューターソフトウェアの開発、販売、賃貸、リースおよび保守管理
2. コンピューターソフトウェアに関するコンサルティング
3. コンピューターハードウェアおよび周辺機器の開発、販売、賃貸、リースおよび保守管理
4. コンピューターハードウェアおよび周辺機器の導入に関するコンサルティング
5. 通信機器の開発、設計、販売、賃貸、リースおよび保守管理
6. 通信機器の導入に関するコンサルティング
7. 情報検索サービス業、情報処理サービス業および情報提供サービス業
8. 情報コンテンツ開発、販売および配信サービス
9. 各種データ解析作業の受託およびコンサルティング
10. コンテンツ(テキスト、音声、静止画および動画等)とデータ情報、ホームページ等を組み合わせた複合情報提供サービスの企画、研究、開発および提供業務ならびに当該サービスに係る会員組織の運営
11. 広告代理業
12. 各種催事の企画、デザイン、実施運営
13. 電気通信事業法に基づく電気通信事業
14. コールセンター業務(電話受診発信事務代行業)
15. 金融業
16. 投資業
17. 経営コンサルタント業
18. 労働者派遣事業、職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業
19. 出版業
20. 翻訳業
21. 知的財産権の取得、譲渡、保有、運用、使用許諾、斡旋および管理業務
22. 古物売買業
23. 建築ならびに不動産の企画、監理およびコンサルティング業務
24. 前各号に附帯する一切の業務

第3条(本店の所在地)

当会社は、本店を東京都豊島区に置く。

第4条(機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

第5条(公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条(発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、35,800,000 株とする。

第7条(単元株式数)

当会社の単元株式数は、100 株とする。

第8条(自己の株式の取得)

当会社は、会社法第 165 条第 2 項に規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第9条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第 10 条(株式取扱規則)

当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第11条(招集)

当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

- 2 当会社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

第12条(定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

第13条(招集権者および議長)

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第14条(電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第15条(決議の方法)

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第16条(議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

第17条(員数)

当会社の取締役は、10名以内とする。

第18条(選任方法)

取締役は、株主総会において選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第19条(任期)

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

第20条(代表取締役および役付取締役)

取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第21条(取締役会の招集権者および議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役

が取締役会を招集し、議長となる。

第22条(取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第23条(取締役会の決議の省略)

当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

第24条(取締役会規則)

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第25条(報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第26条(取締役の責任免除)

当会社は、会社法第427条第1項の規程により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役および監査役会

第27条(員数)

当会社の監査役は、4名以内とする。

第28条(選任方法)

監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第29条(任期)

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第30条(常勤の監査役)

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第31条(監査役会の招集通知)

監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査役会を開催することができる。

第32条(監査役会規則)

監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

第33条(報酬等)

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第34条(監査役の責任免除)

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする。

第6章 計 算

第35条(事業年度)

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

第36条(剰余金の配当の基準日)

当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第37条(中間配当)

当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

第38条(配当金の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

定款の改定・変更は次のとおりである。

1. 1999年3月10日 一部変更
2. 1999年10月13日 一部変更
3. 2000年2月25日 一部変更
4. 2000年6月30日 一部変更

5. 2002年1月21日 一部変更
6. 2002年6月27日 一部変更
7. 2003年6月27日 一部変更
8. 2004年6月29日 一部変更
9. 2005年6月29日 一部変更
10. 2006年6月28日 一部変更
11. 2009年6月25日 一部変更
12. 2013年9月6日 一部変更
13. 2015年6月25日 一部変更
14. 2020年6月25日 一部変更
15. 2022年6月28日 一部変更